

《衆議院議員総選挙投票所・投票区域一覧表》

町	投票区	投票所	投票所の住所	投票区の区域
盛	第1	大船渡市民交流館・カメラアホール	内ノ目4-2	吉野町、上木町、木町、本町、愛宕町、八幡町、みどり町団地
	第2	大船渡市総合福祉センター	下館下14-1	桜場、旭町、田茂山一区、田茂山二区、御山下、盛中央団地、下館下団地
大船渡	第3	地ノ森いこいの森	地ノ森43-2	富沢一区、富沢二区、地ノ森一区、地ノ森二区、雇用住宅、赤沢団地、赤沢、県立病院合同公舎
	第4	大船渡保育園	台24-11	上山、中央通、台町
	第5	大船渡地区公民館	明神前10-14	明土、屋敷、明神前、田中、川原、明神前団地、野々田団地
末崎	第6	大船渡小学校(体育館)	笹崎67	北笹崎、南笹崎、永沢
	第7	下船渡公民館	下船渡26-1	平一区、平二区、宮ノ前、下船渡、平三区
	第8	熊野神社社務所	神坂24-10	船河原、峰岸、細浦、神坂、中野
赤崎	第9	ふるさとセンター	平林81	小細浦、平、小田、梅神、小河原、門之浜、平南団地
	第10	碁石地区コミュニティセンター	中森22-1	中井、西館、碁石、三十刈、山根
	第11	沢田公民館	石橋前1-9	中井一区、中井二区、沢田、佐野
猪川	第12	赤崎地区公民館	山口15-25	宿、後ノ入、大洞、山口、大立、永浜、森っこ
	第13	蛸ノ浦漁村厚生施設	鳥沢219-5	清水、合足、蛸ノ浦
	第14	長崎担い手センター	外口86-2	長崎、外口
立根	第15	大野公民館	大野40-2	大野
	第16	猪川地区公民館	下権現堂8-11	上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田
	第17	下富岡公民館	長洞107-5	下富岡、上富岡
日頃市	第18	しんしん館(長谷堂公民館)	長谷堂127-4	長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井
	第19	立根生活改善センター	関谷69-8	上手、平田、和村、川原、田谷、町場、大畑野
	第20	菅生公民館	堀之内18-8	久保、菅生、下欠
三陸町綾里	第21	鷹生地域多目的集会センター	下鷹生85-4	甲子、鷹生
	第22	小通活性化施設	下小通63-2	平山、小通
	第23	板用多目的集会センター	中板用47-6	長安寺、板用、川内
三陸町越喜米	第24	日頃市地区公民館	関谷21-5	宿、関谷、坂本沢
	第25	大森公民館	大森6-2	大森
	第26	田代屋敷公民館	田代屋敷20-5	田代屋敷、石橋
三陸町吉浜	第27	小路公民館	小路25-3	小路
	第28	大船渡市綾里地区コミュニティ施設	平館75-2	石浜、田浜、岩崎下、岩崎上、野形、宮野西、宮野東、港
	第29	野々前しおさい会館	大明神95-1	野々前
三陸町吉浜	第30	漁村センター(綾里)	白浜93-1	白浜
	第31	砂子浜生活改善センター	砂子浜43	砂子浜
	第32	小石浜公民館	館ヶ森27-2	小石浜
三陸町吉浜	第33	甫嶺地域防災コミュニティセンター	甫嶺74-1	甫嶺東、甫嶺西、上甫嶺
	第34	崎浜公民館	仲崎浜185-7	崎浜西、崎浜東
	第35	三陸支所	所通26-1	泊、浦浜南、浦浜西の一部(字小出の一部を除く)、浦浜仲、浦浜東
三陸町吉浜	第36	遊・YOU・亭夏虫	小出59-1	浦浜西の一部(字小出の一部)
	第37	吉浜地区拠点センター	上野93-1	大野、中通、下通、上通、後山、扇洞
	第38	増館会館	増館14-4	増館
三陸町吉浜	第39	根白会館	根白119	根白西、根白東
	第40	千歳公民館	千歳170-2	千歳

国保財政の現状について

▽問い合わせ先
国保医療課 国保年金係 ☎内線148

国民健康保険とは

国民健康保険(国保)は、病気やけがをした際に安心して医療機関にかかることができよう、国保の被保険者(加入者)の皆さんの国民健康保険税(国保税)と、国などの公費により成り立っている医療保険制度です。

大船渡市の国保財政

市では、国保の財源不足を補うため、令和元年度には県から4,200万円の貸し付けを受けました。また、令和2年度は県の貸し付けは受けませんでした。令和3年度についても大幅な財源不足が見込まれるため、県から2回目の貸し付けを予定していますが、貸し付けは将来の負担増につながることから、慎重に検討を進めています。

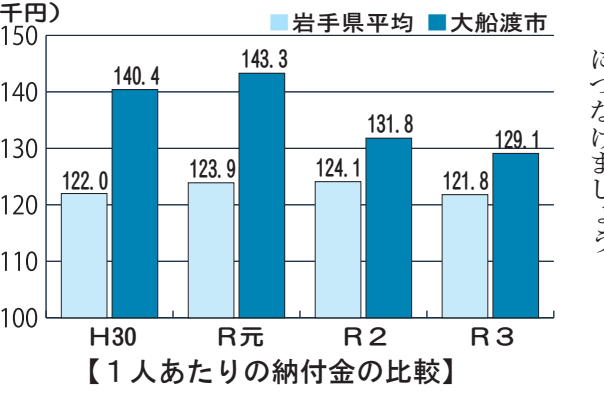
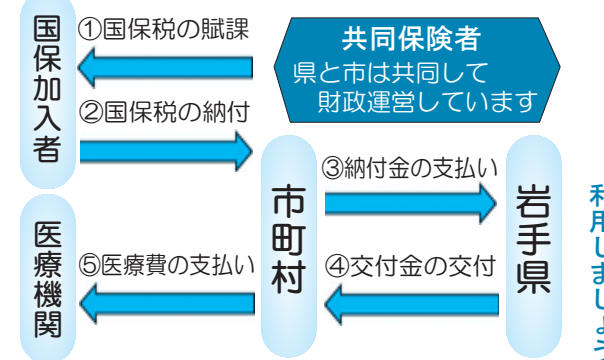
医療費抑制のための対策

- 「かかりつけ医」を持ちましょう
病気や健康のことを相談できる身近な「かかりつけ医」を持ちましょう。既往歴や健康状態などを把握し、適切な治療につながります。
- 重複受診をやめましょう
同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」はやめましょう。受診するたびに初診料がかかり、医療費が高額になる場合があります。
- ジェネリック医薬品を利用しましょう
病気の早期発見と重症化予防



近年、医療の高度化や加入者の高齢化による医療費の増加に加え、平成30年度の国保の制度改正後、所得水準や医療費水準が県内平均よりも高い当市では、県へ支払う納付金(加入者1人当たり換算)が平均以上に算定されるなどにより、これまで以上に国保財政は厳しい状況となつています。

このことから、市では現在の医療給付サービスの水準を維持していくため、国保税の適正な税率について検討を進めているところですが、同時に加入者の皆さん一人一人の医療費抑制のためのご協力が不可欠となっております。



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前登録が必要です。

▷登録に必要なもの
マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号(パスワード)、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダー付きのパソコン

▷登録方法
スマートフォンまたはパソコンから「マイナポータル」へアクセスし、保険証利用登録を行う。
※国保医療課の窓口でも事前登録ができます。ご自身での事前登録が難しい場合は、職員がサポートしますので、窓口までお越しください。

▷その他
現在、マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関や薬局などは一部に限られています。今後、順次拡大される予定です。